

水道事業経営戦略



筑紫野市

令和5年3月

目 次

第1章 経営戦略策定の趣旨	1
1 経営戦略の位置づけ	1
2 計画期間	1
3 計画の位置づけ	1
第2章 水道事業の現状と課題	2
1 水道事業の役割	2
2 現状と課題	2
経営比較分析表	6
第3章 経営の基本方針	8
第4章 効率化・経営健全化の取組	9
1 経営基盤の強化	9
2 運営に必要な人材の確保	10
3 資金不足比率に関する事項	10
4 資金管理・調達に関する事項	10
5 危機管理に関する事項	11
6 情報公開・啓発に関する事項	11
7 その他の重点事項	12
第5章 投資・財政計画	13
1 計画期間内における目標	13
2 投資についての説明	13
3 財源についての説明	14
4 投資以外の経費についての説明	15
5 運転資金等についての説明	15
第6章 経営戦略の進捗管理	17
投資・財政計画（収益的収支）	18
投資・財政計画（資本的収支）	20

第1章 経営戦略策定の趣旨

水道は、市民の暮らしに欠かせない重要なライフラインであり、安定的な水資源の確保とともに安全で安心な水の供給に努めています。

本市の水道事業は、昭和32年に創設認可を取得し、昭和35年に給水を開始しました。その後、需要の増加や給水区域の拡大に対応するために計6回の事業変更認可を受け、拡張事業を行ってきました。

令和3年度末には、水道の普及率は84.9%に達しています。今後は、普及率向上のための建設事業とともに維持管理や更新に重点を置いた経営の時代に入ろうとしています。

一方、人口減少社会の到来、節水型社会への移行による水需要の減少、施設の大量更新、耐震性の強化など、水道事業を取り巻く環境は厳しさを増すことが見込まれています。

このような状況を踏まえ、今後も健全かつ安定的な経営を確保していくため、中長期的な視野に基づき、現状・課題を把握し、経営目標を定め、投資・財政計画を明示することにより経営基盤強化と財政マネジメントの向上を図ることを目的とした「筑紫野市水道事業経営戦略」を策定するものです。

1 経営戦略の位置づけ

本戦略は、筑紫野市水道事業サービスを持続的・安定的に提供していくための経営指針であるとともに、平成26年8月に総務省通知の「公営企業の経営に当たっての留意事項について」において、中長期的な経営の基本計画として策定を要請されている「経営戦略」と位置づけます。

2 計画期間

本経営戦略の計画期間は、令和5年度から令和14年度までの10年間とします。ただし、経営状況等の変化に対応するため、随時フォローアップを行い、必要に応じて見直しを行います。

3 計画の位置づけ

筑紫野市全体の目標である「第6次筑紫野市総合計画」における政策5、「未来をつくる～自然と都市機能が調和するまちへ～」の政策を実現するため安全で安心な水道水の供給を進めていきます。

この「筑紫野市水道事業経営戦略」は、健全経営を維持しながら、総合計画の目標を達成するための指針を定めるものです。

第2章 水道事業の現状と課題

1 水道事業の役割

水道事業の役割は、水道法で「清浄にして豊富低廉な水の供給を図り、もって公衆衛生の向上と生活環境の改善に寄与すること」とされています。

健康で快適な暮らしができるよう、いつでも安全で良質な水道水を利用者に安定して、必要とされる量を供給することを目的としています。

近年、全国の水道の普及率は約98%に達し、水道の拡張整備を前提とした時代から既存の水道の基盤を確固たるものにすることが求められる時代に変化してきています。それを踏まえ、改正水道法（令和元年10月1日施行）では目的規定を「水道の計画的な整備」から「水道の基盤の強化」に変更し、それをもって水道事業の役割を達成することとしています。

今後は、引き続き未普及地域への整備とともに、水道の基盤の強化に対する取り組みの推進が必要となっています。

2 現状と課題

本市の水道事業は、昭和35年度に山口浄水場を設置して給水を開始し、山神水道企業団（昭和55年度）、福岡地区水道企業団（昭和58年度）からの受水、常松浄水場の設置（平成9年度）を経て、令和3年度末で給水人口89,852人、普及率84.9%に達しました。（計画給水人口89,000人、計画1日最大給水量26,000m³/日）

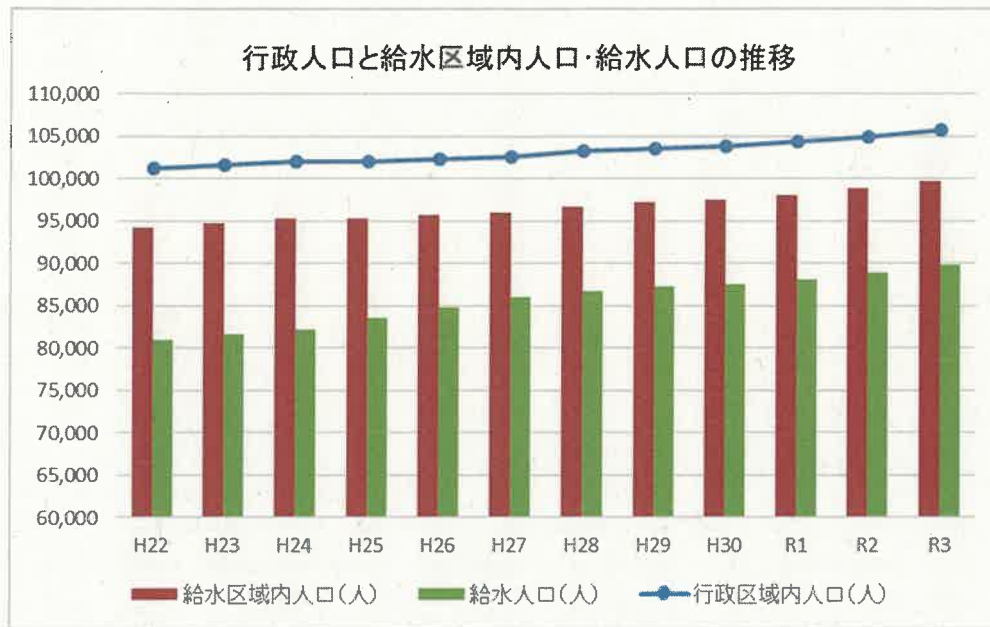
今後は、水需要の減少や維持管理・更新費の増大が見込まれ、非常に厳しい事業経営環境の変化に直面することとなります。

新たな時代の水需要に対応するため、水道事業の現状を分析し、将来像を明らかにすることにより、これからも安全安心な「みず」を安定供給できるように努めていきます。

（1）水道の普及状況

本市は豊富かつ清浄な地下水があり給水区域内であっても専用水道をはじめ上水道以外の井戸水を使用している世帯もあることから、近隣の同規模水道事業に比べてやや低い値となっています。また、過去の渇水経験も普及率低下の一因となっています。

令和3年度末の水道の普及率は84.9%となっており、前年度より0.1ポイント増加していますが、今後、建設事業の収束に伴い普及率は伸び悩むと考えられます。



(2) 水道施設、水源施設の状況



水道施設は、令和3年度末現在で、水道管路（導水管・送水管・配水管）449.9km及び浄水場2か所、配水池8か所を保有しています。

— : 行政区域
 — : 給水区域

本市の水源構成は、水呑ダムと常松水源の自己水源と、福岡地区水道企業団、山神水道企業団からの浄水受水となっています。浄水受水の比率は、計画取水量ベースで約85%であり、本市の水源は、浄水受水への依存度が高いことが分かります。

今後、将来の水需要に対応していくため、効率的な水道施設の適正配置（給水エリア変更、配水池の新設、浄水場の統廃合等）を検討していく必要があります。

各水源の計画取水量

水系	水源名	計画取水量 (m ³ /日)	備考
福岡	福岡地区水道企業団	16,900	浄水受水
山神	山神水道企業団	7,100	浄水受水
常松	常松水源	2,200	自己水源
山口	水呑ダム	2,000	自己水源
計		28,200	

(3) 老朽化の状況

本市の水道施設の中には、建設後30年以上経過した施設もあり、老朽化に伴う機能の低下が懸念されます。令和3年度末の管路経年化率は5.85%ですが、今後耐用年数を経過する資産が増大するため、更新に多額の費用がかかることが予想されます。

管路については老朽管更新基本計画を踏まえ配水管の布設替を実施しています。その他の水道施設についても計画的に更新を実施していく必要があります。

(4) 職員の状況

水道関係の職員数は減少傾向にあり、上下水道の組織統合を行った平成8年度と比較すると令和3年度末では5名減の14名となっています。内訳は以下のとおりです。

- ・原水浄水部門 1名(工務担当)
- ・配水給水部門 3名(給排水担当)
- ・業務部門 3名(料金担当)
- ・総務管理部門 2名(財務管理担当)
- ・建設部門職員 5名(工務担当)

水道事業に係る技術職員の退職により、運営に必要な人材の確保や熟練技術のノウハウ継承が課題となっています。

(5) 経営の状況

①水道料金の状況

水道料金は、平成17年7月1日に改定を行いました。

平成22年度にかけて事業の進捗もあり増収で推移し、一旦、工場撤退や節水意識の浸透等により減少しましたが、平成26年度以降は有収

水量とともに微増傾向となっています(令和元年度は渇水の影響で減少)。令和2年度から令和3年度にかけてはコロナ禍の巣ごもり需要で料金収入が伸びている状況です。

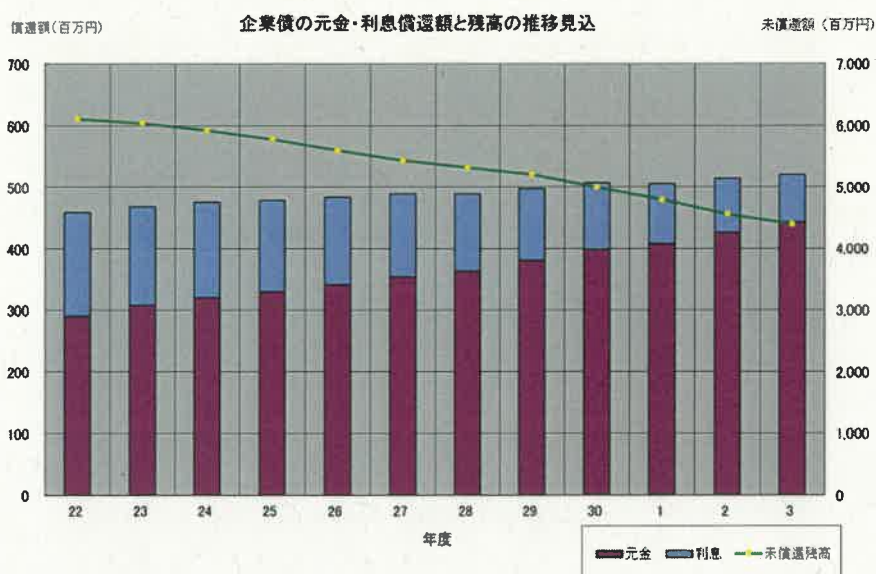


②繰入金の状況

水道事業は下水道事業と比べると、一般会計からの繰出基準は限定されており、今後も、料金収入等による独立採算を維持していくことが求められます。

③企業債残高の状況

令和3年度末の企業債残高は約44億円、単年度の元金償還額は約4.4億円にのぼっています。近年は毎年元利合わせて約5億円の償還で推移し、残高は減少傾向にあります。



④経営指標（水道事業）

経営の健全性を示す指標の一つである経常収支比率（①図）は、健全経営の水準とされる100%を上回っています。また、料金水準の妥当性を示す料金回収率（⑤図）も、事業に必要な費用を給水収益で賄っている状況とされる100%を上回っており、経営状況は良好といえます。

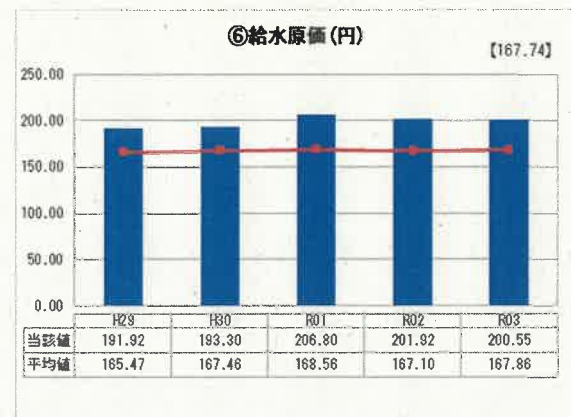
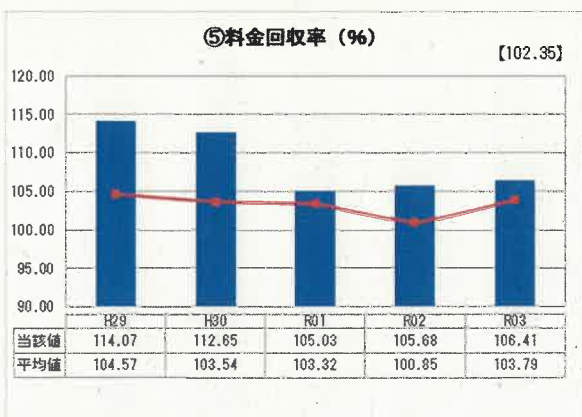
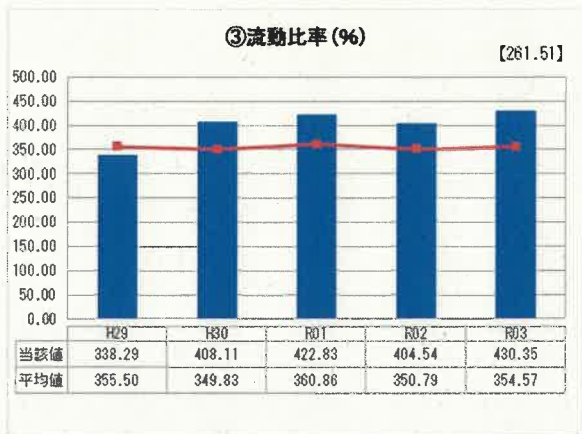
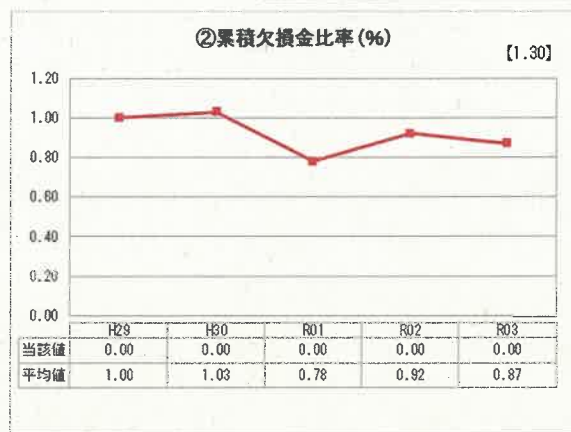
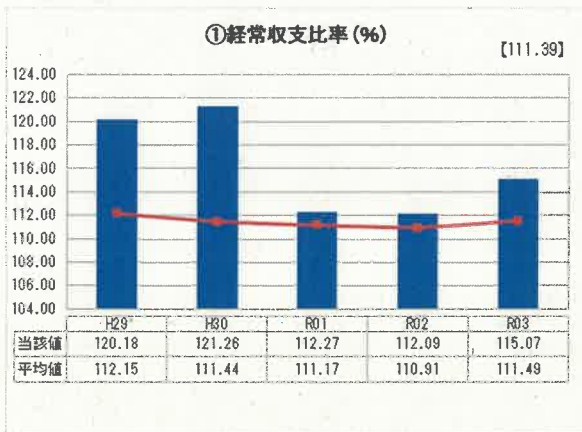
その他の指標は以下のとおりです。

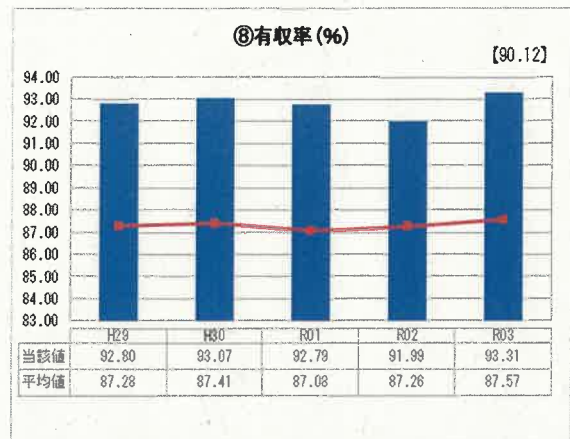
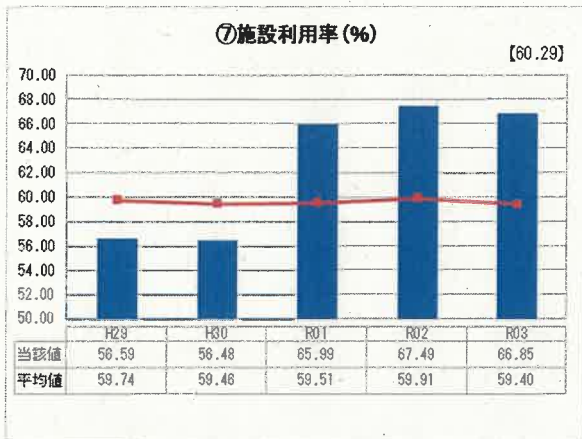
経営比較分析表（令和3年度決算）

1. 経営の健全性・効率性

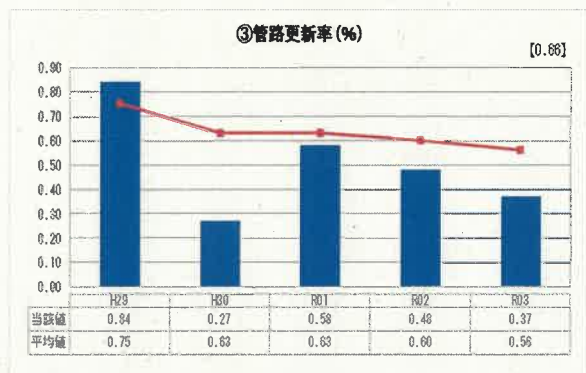
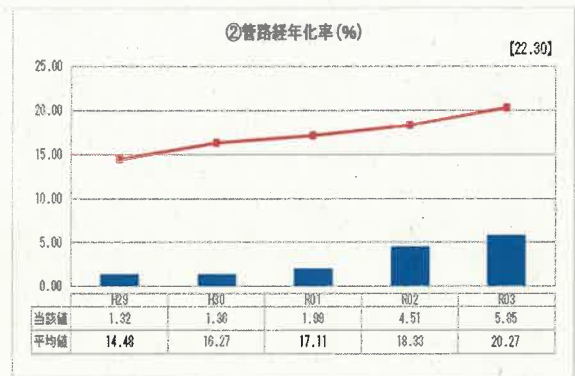
グラフ凡例

- 当該団体値（当該値）
- 類似団体平均値（平均値）
- [] 令和3年度全国平均





2. 老朽化の状況



第3章 経営の基本方針

今後の水道事業の経営は、人口増加率の鈍化、生活様式の変化、節水型機器の普及、経済成長の鈍化など社会構造の変化により将来的に水道料金収入の減少が懸念される中、今後集中的に整備した施設・設備の老朽化が急速に進むことから、老朽化対策事業へ多額の更新費用が必要となるとともに、地震等の災害への対策にも多額の投資費用が必要となるなど、今後の水道事業を取り巻く経営環境は大変厳しくなることが予想されます。

このような状況の中、水道事業経営を行うにあたってはすべての利用者に

「安全で安心な水道水を、持続的・安定的に供給する」

ことを基本方針に据え、効率化、健全化の取組を進めていきます。

第4章 効率化・経営健全化の取組

水道事業では、水道施設や管路の健全性を維持することが安全・安心な水を、持続的・安定的に供給していくため必要となります。

一方、投資事業には多額の資金が必要となるため、その投資試算（投資の所要額の見通し）と財源試算（水道料金などの財源の見通し）を均衡させることが非常に重要になります。

そのため、水道事業の徹底した効率化・経営健全化に取り組む必要があり、水道料金等の収入の確保や、事業運営にかかるコストを削減することで経営基盤の強化を図るとともに、計画的、効率的な水道施設の更新や将来費用の低減化に取り組んでいく必要があります。

1 経営基盤の強化

改正水道法において、水道事業者は基盤の強化に努めなければならないとされ、基本的な考え方として「適切な資産管理」、「広域連携の推進」、「官民連携の推進」の取組が重要とされています。

(1) 適切な資産管理

水道事業は過去集中して整備を行った結果、今後、施設の更新時期（耐用年数経過時）を迎え、多額の費用が見込まれます。

このため、更新サイクルを延長したうえで更新費用を平準化するなど、老朽管更新基本計画に沿った管路の更新を計画的、効率的に進め、投資の合理化を図ります。

また、水道資産管理の基礎的位置づけがなされている水道施設台帳を最新の状態で整備し、水道施設を良好な状態に保つとともに、維持管理や今後の計画的な更新、災害等に対応できるよう適切な管理に努め、水需要に即した水道施設の適正配置を図っていきます。

(2) 広域連携の推進

水道事業の経営基盤の強化、経営効率化を進め、サービス水準の向上を目指すうえでは、職員による業務運営に加えて、他団体との連携を積極的に進めることも重要です。

筑紫野市は福岡地区水道企業団や山神水道企業団を通じ、大部分の水道水を受水しているほか、福岡都市圏総合水対策研究会において水道事業に関する課題解決に向け議論するなど、他団体との連携は必要不可欠です。

県が策定する水道広域化推進プランも注視しながら、施設の共同設置・共同利用、業務の共同委託などの検討を進め、スケールメリットを活かしたよ

り効率的な水道事業の運営を推進することとします。

(3) 官民連携の推進

本市では、平成28年度から料金検針業務の外部委託を始めました。今後、民間の活力・ノウハウを活かした、効率的な経営を行っていくためには、賦課・徴収・滞納整理等を含め包括的に民間へ委託するなど、委託範囲の拡大を検討しなければなりません。ただし、委託範囲の拡大に当たっては、民間委託と直営事業のコストメリットを比較検討するとともに、委託料全体の適正な範囲への抑制も意識して検討を進めることとします。

また、改正水道法においてコンセッション方式(※)の導入が可能となりましたが、その必要性については、今後他団体の導入事例を通しメリット・デメリットなどを研究していくこととします。

※コンセッション方式…施設の所有権を地方自治体が有したまま水道施設の運営権を民間事業者に設定できる仕組み

2 運営に必要な人材の確保

筑紫野市では、平成8年度に水道事業・下水道事業の組織統合を行い、その後も効率的な業務の遂行に向けて組織構成・事務分掌の見直しを行ってきました。

今後も、適正な組織体制・定員の下で業務にあたり、民間委託の活用等を通じて、さらに効率的・効果的な組織運営の実現を目指すこととします。

また、職員年齢層の高齢化や退職に伴う熟練技術職員のノウハウ継承が課題となっていることを踏まえ、組織として必要な技術・知識の継承や研修体制の拡充を、日本水道協会等関係団体主催の研修や他水道事業体との情報交換を積極的に行うことにより、運営に必要な人材の育成・確保に努めます。

3 資金不足比率に関する事項

本市水道事業では資金不足は現在のところ生じておらず、計画期間内にも資金不足が生じることはないの見込まれます。しかしながら、常に財政状態を把握し、状況の悪化が見られる場合には速やかに経営戦略の見直しを行い、対応をとるものとします。

4 資金管理・調達に関する事項

企業債は、水道施設の受益者世代と費用負担世代の世代間の負担の公平を確保するために必要とされますが、その償還は将来の水道料金収入を原資とし、利子を付して償還することとなります。今後、施設の老朽化対策に取り組む必

要がある状況を考慮すれば、施設の更新等による新たな企業債の発行はやむを得ないことですが、人口が減少し将来の料金収入の減少が見込まれる中では、将来を担う世代に過大な負担とならないよう、企業債残高等に留意し、企業債残高の抑制を図ることが重要となります。そのため、計画的に起債を行い、企業債残高の削減に努めます。

また、償還資金を遅滞なく確実に確保し、資金不足が発生することのないように計画的な資金管理に努めます。

5 危機管理に関する事項

(1) 施設の耐震化等

水道施設は、住民生活に必要な重要なライフラインの1つであり、災害により施設機能が停止した場合、水道管の損壊による道路陥没・交通渋滞、水道水の地表流出など、市民生活に甚大な影響を及ぼします。令和3年度末の管路の耐震化率は17.5%となっており、今後も、新規施設の耐震化を進めるとともに、整備済管路等の耐震化については、「老朽管更新基本計画」や管種、管路等の状況を勘案し順次取り組んでいきます。

(2) 災害・危機対策

大規模地震など自然災害や水質事故が発生した場合には、水道機能の一部あるいは全てが停止することが予想されます。そこで速やかに機能を回復するために、「危機管理マニュアル」を策定しています。随時見直しを進めながら、迅速に対応できる体制を構築します。

また、今後とも福岡都市圏及び筑紫地区において締結している相互応援協定に基づき、災害時の援助・協力体制の充実を図っていきます。

6 情報公開・啓発に関する事項

水道事業の業務予定量や財務状況等については、市ホームページ、広報等で利用者に理解を促していきます。また、利用者のニーズの把握に努め、積極的に情報公開を行っていきます。

また、毎年6月の「水道週間」、8月の「水キャンペーン」にあわせ市内主要施設で街頭啓発を実施し、水道の重要性などについて、利用者の一層の理解と関心を深めるよう努めることにより、地域の共有財産である水道の経営に自ら参画しているとの認識の醸成を目指します。

福岡都市圏の水道水はその約3分の1を筑後川流域に依存しており、関係市町で構成する福岡都市圏広域行政事業組合が主催する水源地域との交流事業の発信などを通じて相互理解を図っていきます。

7 その他の重点事項

(1) 国、県による支援

今後訪れる更新や維持管理には多額の経費が必要となってくる反面、人口減少社会を迎え、料金収入の確保が一層困難になると予想されます。

今後、利用者への過度な負担を抑制するためには、政策的な制度拡充などが必要不可欠です。

このことを踏まえ、国や福岡県に対し、日本水道協会を始め福岡県市長会など団体をとおし、水道基盤強化のための技術的支援や更新事業にかかる交付金要件の緩和等財政的支援の要望を引き続き行っていきます。

(2) 指定給水装置工事事業者制度の改善

改正水道法において指定給水装置工事事業者制度に更新制（5年）が導入されました。これにより、指定工事事業者の資質が保持され、無届工事や不良工事を防止し、サービス向上を図ります。

第5章 投資・財政計画

1 計画期間内における目標

「第2章 水道事業の現状と課題」を踏まえ、計画期間内において、健全な財政運営を維持するための目標を次のとおり設定します。

① 収益的収支において黒字を継続する。

令和14年度まで単年度の損益収支の黒字を維持する。

② 企業債残高の縮減

水道事業債を発行抑制し、計画終了時までには約40億円以下まで縮減する。

※この目標を達成するため、投資計画と財政計画を次のとおり設定します。

2 投資についての説明

計画期間内の投資については、「老朽化対策事業」、「水道施設の適正配置事業」、及び「未給水区域の整備事業」の3事業を中心事業として取り組みます。事業費（管路更新含む）は3億5千万円、維持補修5千万円を基準としています。

(1) 老朽化対策事業

管路の更新は、「老朽管更新基本計画」に基づき、管路の区分（基幹管路、一般管路）や管種等に応じて、計画的に管路の布設替を実施しています。今後は、老朽化の度合や事故が発生した場合の影響度を勘案し、持続的な水道供給の確保と費用の平準化・低減化を図りながら更新事業を進めていきます。

(2) 水道施設の適正配置事業

将来の人口や水需要、水道施設の現状を踏まえ、施設の設置や廃止、統廃合などのダウンサイジングや広域化を検討し、供給量に見合う適正配置を図っていきます。

(3) 効率的な配水管の整備事業

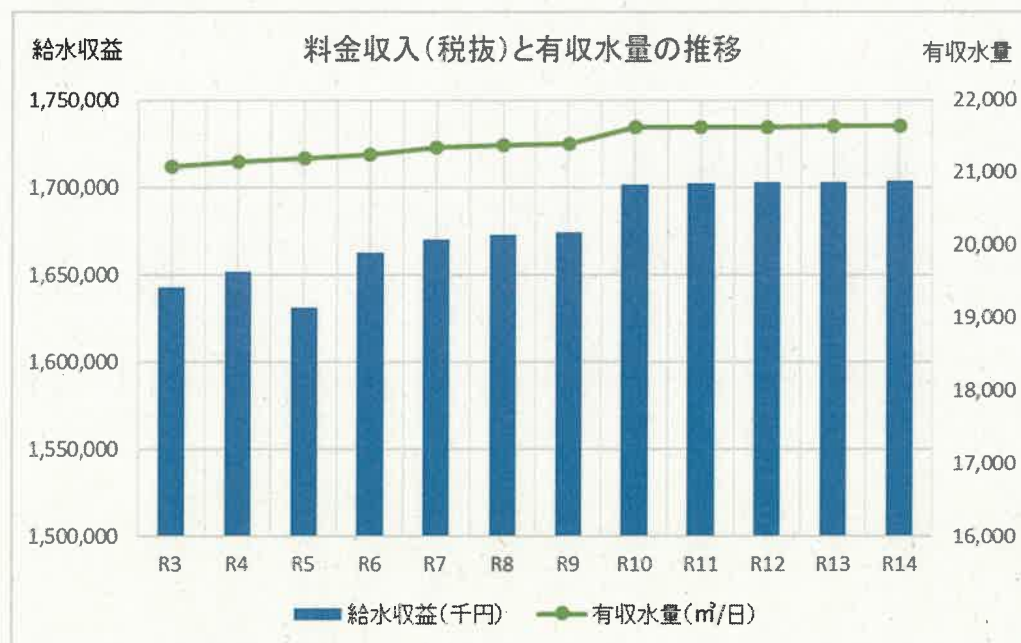
本市では、6次にわたる拡張事業の認可を受け、計画的に配水管の整備を進めてきました。今後も、住民の新規需要に合わせ、費用対効果を見定めながら効率的な整備を進めていきます。

3 財源についての説明

【収益的収入】

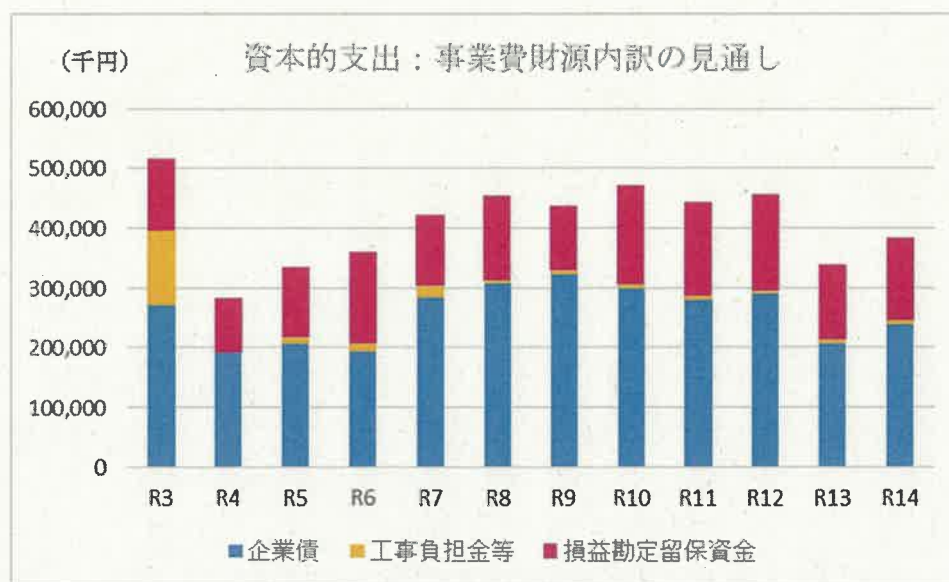
当該事業における主な収益的収入は、営業収益の料金収入、営業外収益の長期前受金戻入となっています。

そのうち料金収入については、計画期間において給水人口は微増するものの、収入の伸びは鈍化していくため、給水区域の整備を進めながら専用水道設置者等の井戸水利用者の水道利用促進や収納率の向上に努めることで料金収入の確保を図ります。

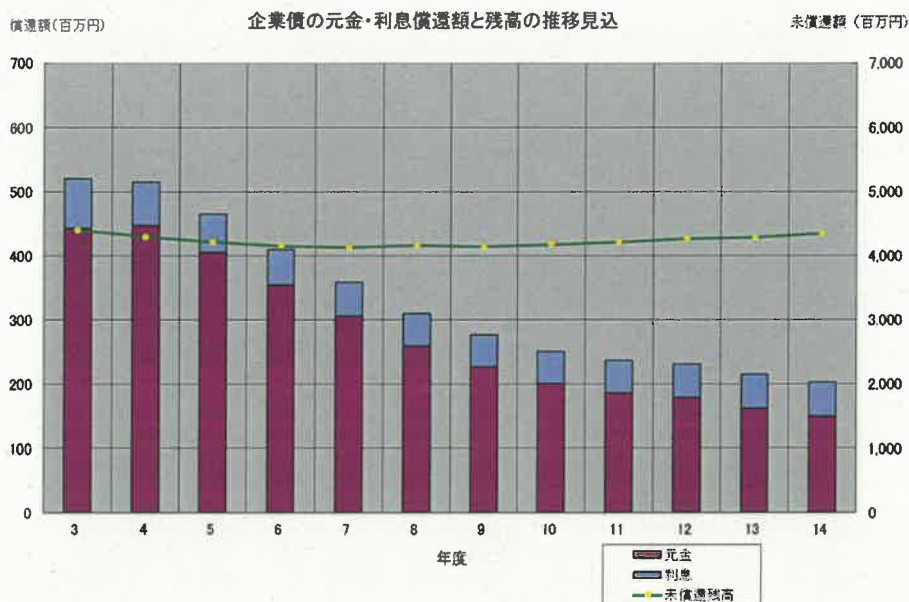


【資本的収入】

資本的支出(投資)に係る財源については、企業債の借入、工事負担金等及び損益勘定留保資金等で充当予定としています。



企業債の借入については、事業開始当初に比べ近年は事業規模が小さくなってきており、その結果として償還額が令和3年度をピークに徐々に減少していく見込みとなっています。



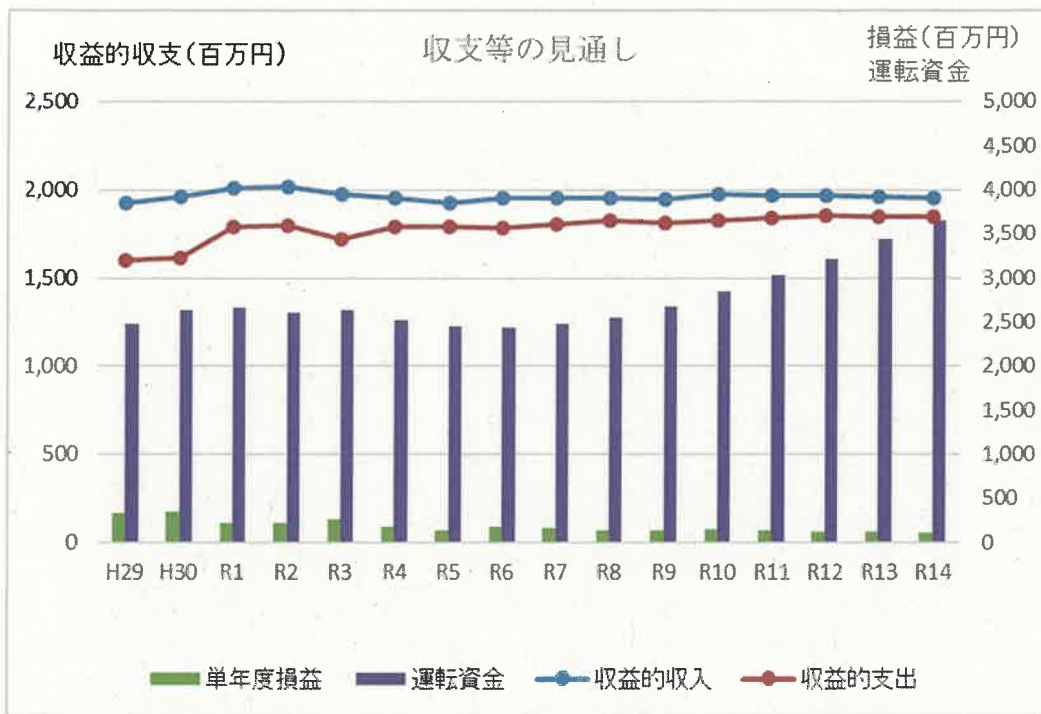
4 投資以外の経費についての説明

平成28年度から検針業務を民間委託するなど経費削減をすすめています。今後も委託料、修繕料、動力費、受水費などの経費は一定額を見込んでいます。長期的には広域連携や水道施設の適正配置、民間活用拡大による合理化・効率化を検討し、経費削減につながるよう努めていく必要があります。

5 運転資金等についての説明

投資・財政計画に基づき試算した結果、次頁の図のとおり、収益的収支において黒字が継続する見込です。また、運転資金についても、企業債償還額が減少していくこともあり、令和7年度以降好転していくものと見込んでいます。

運転資金は、大規模災害など非常時の備えとして一定の額を確保する必要があります。料金収入相当額（約18億円）を目安とし、資金確保・管理を行っていきます。



※ 投資・財政計画については最終頁に詳細を添付しています。

第6章 経営戦略の進捗管理

投資・財政計画は10年間としていますが、本市全体の目標である「筑紫野市総合計画」の期間、市長の施政方針との一体的な推進を図ることを踏まえて4年間を一区切り（最終年に検証）とします。

5年以降についても、経営戦略と実績との乖離が著しい場合や計画の前提となる経営、財政の条件が大幅に変更となった場合は見直しを行っていきます。

(法適用企業・収益的収支)

投資・財政計画 (収支計画)

区 分		年 度	前々年度 (決 算)	前年度 (決 算)	本年度	R5	
収 益 的 収 入	1. 営 業 収 益 (A)		1,764,086	1,802,131	1,782,295	1,750,502	
	(1) 料 金 収 入		1,634,392	1,642,210	1,651,635	1,631,018	
	(2) 受 託 工 事 収 益 (B)		32	20	28	29	
	(3) そ の 他		129,662	159,901	130,632	119,455	
	2. 営 業 外 収 益		254,476	175,377	175,053	172,570	
	(1) 補 助 金						
	他 会 計 補 助 金						
	そ の 他 補 助 金						
	(2) 長 期 前 受 金 戻 入		254,043	175,149	173,118	170,636	
	(3) そ の 他		433	228	1,935	1,934	
	収 入 計 (C)		2,018,562	1,977,508	1,957,348	1,923,072	
	収 益 的 支 出	1. 営 業 費 用		1,710,218	1,639,407	1,716,272	1,722,149
		(1) 職 員 給 与 費		90,705	84,082	80,998	82,000
基 本 給 付 費			39,474	34,940	40,090	42,000	
退 職 給 付 費							
そ の 他			51,231	49,142	40,908	40,000	
(2) 経 費			1,174,536	1,105,165	1,175,325	1,189,244	
動 力 費			14,568	12,307	12,910	14,794	
修 繕 費			44,864	50,828	72,994	81,072	
材 料 費			101	289	500	500	
そ の 他			1,115,003	1,041,741	1,088,921	1,092,878	
(3) 減 価 償 却 費			444,977	450,160	459,949	450,905	
2. 営 業 外 費 用			90,545	79,088	72,313	66,892	
(1) 支 払 利 息			87,580	77,046	68,297	62,853	
(2) そ の 他		2,965	2,042	4,016	4,039		
支 出 計 (D)		1,800,763	1,718,495	1,788,585	1,789,041		
経 常 損 益 (C)-(D) (E)		217,799	259,013	168,763	134,031		
特 別 利 益 (F)				2	2		
特 別 損 失 (G)		967	1,400	912	1,002		
特 別 損 益 (F)-(G) (H)		△ 967	△ 1,400	△ 910	△ 1,000		
当 年 度 純 利 益 (又 は 純 損 失) (E)+(H)		216,832	257,613	167,853	133,031		
繰 越 利 益 剰 余 金 又 は 累 積 欠 損 金 (I)		627,791	409,396	348,182	250,528		
流 動 資 産 (J)		2,497,009	2,468,620	2,395,573	2,515,896		
流 動 負 債 (K)		389,274	395,134	393,989	289,542		
う ち 未 収 金		617,240	573,627	544,615	656,827		
う ち 建 設 改 良 費 分		442,914	447,441	405,188	354,313		
う ち 一 時 借 入 金							
う ち 未 払 金		133,676	76,664	90,584	253,102		
累 積 欠 損 金 比 率 ($\frac{(I)}{(A)-(B)} \times 100$)							
地 方 財 政 法 施 行 令 第 15 条 第 1 項 に よ り 算 定 し た 資 金 の 不 足 額 (L)							
営 業 収 益 - 受 託 工 事 収 益 (A)-(B) (M)		1,764,054	1,802,111	1,782,267	1,750,473		
地 方 財 政 法 に よ る 資 金 不 足 の 比 率 ((L)/(M) × 100)							
健 全 化 法 施 行 令 第 16 条 に よ り 算 定 し た 資 金 の 不 足 額 (N)							
健 全 化 法 施 行 規 則 第 6 条 に 規 定 す る 解 消 可 能 資 金 不 足 額 (O)							
健 全 化 法 施 行 令 第 17 条 に よ り 算 定 し た 事 業 の 規 模 (P)							
健 全 化 法 第 22 条 に よ り 算 定 し た 資 金 不 足 比 率 ((N)/(P) × 100)							

(単位:千円, %)

R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14
1,780,364	1,785,648	1,786,017	1,784,651	1,809,534	1,807,763	1,806,046	1,804,382	1,802,769
1,662,044	1,669,976	1,672,914	1,674,040	1,701,340	1,701,913	1,702,470	1,703,012	1,703,539
50	50	50	50	50	50	50	50	50
118,270	115,622	113,053	110,561	108,144	105,800	103,526	101,320	99,180
174,496	171,747	171,480	161,390	164,204	162,390	162,785	156,690	153,703
172,522	169,773	169,506	159,416	162,230	160,416	160,811	154,716	151,729
1,974	1,974	1,974	1,974	1,974	1,974	1,974	1,974	1,974
1,954,860	1,957,395	1,957,497	1,946,041	1,973,738	1,970,153	1,968,831	1,961,072	1,956,472
1,724,385	1,746,728	1,770,586	1,756,131	1,774,837	1,785,494	1,800,575	1,794,631	1,795,407
82,000	82,000	82,000	82,000	82,000	82,000	82,000	82,000	82,000
42,000	42,000	42,000	42,000	42,000	42,000	42,000	42,000	42,000
40,000	40,000	40,000	40,000	40,000	40,000	40,000	40,000	40,000
1,188,790	1,199,036	1,211,220	1,192,087	1,206,915	1,212,542	1,224,153	1,216,338	1,215,291
15,000	15,000	15,000	15,000	15,000	15,000	15,000	15,000	15,000
83,000	84,000	86,000	83,000	86,000	91,000	91,000	84,000	80,000
500	500	500	500	500	500	500	500	500
1,090,290	1,099,536	1,109,720	1,093,587	1,105,415	1,106,042	1,117,653	1,116,838	1,119,791
453,595	465,692	477,366	482,044	485,922	490,952	494,422	496,293	498,116
58,825	55,754	53,781	53,771	53,412	53,973	54,703	55,528	56,038
55,825	52,754	50,781	50,771	50,412	50,973	51,703	52,528	53,038
3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000
1,783,210	1,802,482	1,824,367	1,809,902	1,828,249	1,839,467	1,855,278	1,850,159	1,851,445
171,650	154,913	133,130	136,139	145,489	130,686	113,553	110,913	105,027
1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
△ 1,000	△ 1,000	△ 1,000	△ 1,000	△ 1,000	△ 1,000	△ 1,000	△ 1,000	△ 1,000
170,650	153,913	132,130	135,139	144,489	129,686	112,553	109,913	104,027
263,772	273,368	239,869	227,630	239,086	230,828	203,333	188,700	180,966
2,400,000	2,400,000	2,400,000	2,400,000	2,400,000	2,400,000	2,400,000	2,400,000	2,400,000
300,000	300,000	300,000	300,000	300,000	300,000	300,000	300,000	300,000
555,853	509,150	476,393	450,641	436,386	428,852	412,760	399,855	392,612
305,853	259,150	226,393	200,641	186,386	178,852	162,760	149,855	142,612
200,000	200,000	200,000	200,000	200,000	200,000	200,000	200,000	200,000
1,780,314	1,785,598	1,785,967	1,784,601	1,809,484	1,807,713	1,805,996	1,804,332	1,802,719

(法適用企業・資本的収支)

投資・財政計画 (収支計画)

区 分		年 度	前々年度 (決算)	前年度 (決算)	本年度	R5	R6
資本的 収入	資本的 収入	1. 企業債	192,300	284,300	306,300	320,900	299,000
		うち資本費平準化債					
		2. 他会計出資金					
		3. 他会計補助金					
		4. 他会計負担金	2,315	6,813	6,285	8,000	7,000
		5. 他会計借入金					
		6. 国(都道府県)補助金					
		7. 固定資産売却代金					
		8. 工事負担金	12,985	13,508			
	9. その他						
	計 (A)	207,600	304,621	312,585	328,900	306,000	
	(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額 (B)						
	純計 (A)-(B) (C)	207,600	304,621	312,585	328,900	306,000	
	資本的 支出	資本的 支出	1. 建設改良費	359,044	421,363	454,625	436,924
うち職員給与費			29,091	31,445	28,762	26,138	29,000
2. 企業債償還金			426,621	442,914	447,442	405,190	354,313
3. 他会計長期借入返還金							
4. 他会計への支出金							
5. その他							
計 (D)	785,665	864,277	902,067	842,114	824,363		
資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (D)-(C) (E)			578,065	559,656	589,482	513,214	518,363
補填 財源	補填 財源	1. 損益勘定留保資金	137,309	372,698	389,153	375,717	405,241
		2. 利益剰余金処分類	410,959	151,783	180,329	117,497	93,122
		3. 繰越工事資金					
		4. その他	29,797	35,175	20,000	20,000	20,000
計 (F)	578,065	559,656	589,482	513,214	518,363		
補填財源不足額 (E)-(F)							
他会計借入金残高 (G)							
企業債残高 (H)		4,557,382	4,398,768	4,257,626	4,173,336	4,118,023	

○他会計繰入金

区 分		年 度	前々々年度 (決算)	前々年度 (決算)	前年度 (決算)	本年度	R6
収益的収支分							
うち基準内繰入金							
うち基準外繰入金							
資本的収支分			2,315	6,813	6,285	8,000	7,000
うち基準内繰入金			2,315	6,813	6,285	8,000	7,000
うち基準外繰入金							
合 計			2,315	6,813	6,285	8,000	7,000

(単位:千円, %)

R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14
280,000	289,000	206,000	238,000	229,000	222,000	184,000	212,000
7,000	7,000	7,000	7,000	7,000	7,000	7,000	7,000
287,000	296,000	213,000	245,000	236,000	229,000	191,000	219,000
287,000	296,000	213,000	245,000	236,000	229,000	191,000	219,000
442,000	455,000	337,250	382,600	369,450	360,500	305,000	345,500
29,000	29,000	29,000	29,000	29,000	29,000	29,000	29,000
305,853	259,150	226,393	200,641	186,386	178,852	162,760	149,855
747,853	714,150	563,643	583,241	555,836	539,352	467,760	495,355
460,853	418,150	350,643	338,241	319,836	310,352	276,760	276,355
321,398	290,411	238,152	223,644	198,694	199,572	177,973	179,416
119,455	107,739	92,491	94,597	101,142	90,780	78,787	76,939
20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000
460,853	418,150	350,643	338,241	319,836	310,352	276,760	276,355
4,092,170	4,122,020	4,101,627	4,138,986	4,181,600	4,224,748	4,245,988	4,308,133

(単位:千円)

R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
7,000	7,000	7,000	7,000	7,000	7,000	7,000	7,000
7,000	7,000	7,000	7,000	7,000	7,000	7,000	7,000
7,000	7,000	7,000	7,000	7,000	7,000	7,000	7,000